

## 気候変動対策修正法案における ニュージーランド排出量取引制度 (NZ-ETS) の概要について

平成21年10月 7日  
環境省市場メカニズム室

ニュージーランド国内では、現在、気候変動対策（排出量取引）法 2008 年改正法（Climate Change Response (Emissions Trading) Amendment Act 2008）に基づき、税制改正に係る規定（2009 年 1 月 1 日に施行）と 1989 年以前に森林だった土地を活用したオフセットに係る規定等を除き、森林部門において排出量取引が行われている<sup>1</sup>。

2009 年 9 月 24 日、ニュージーランド政府は、気候変動対策（緩和された排出量取引）修正法案（Climate Change Response (Moderated Emissions Trading) Amendment Bill）を議会へ提出した<sup>2</sup>。現在、ニュージーランド議会は、同法案について、2009 年 10 月 13 日を期限として意見・コメントを募集した<sup>3</sup>。

今回議会へ提出された気候変動対策修正法案におけるニュージーランド排出量取引制度（NZ-ETS）の概要は以下のとおり。

対象ガス <sup>4</sup>	京都議定書で規定されているすべての温室効果ガス (CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、SF <sub>6</sub> 、HFCs、PFCs)
開始時期 <sup>5</sup>	各部門の参加開始時期は以下のとおり ● 森林部門：2008 年 1 月 1 日から。 ● 固定発生源部門（石炭・ガス・地熱資源部門）・工業プロセス部門（SEIP 部門）、液体化石燃料部門（LFF 部門）（運輸部門）：2010 年 7 月 1 日から。モニタリング・報告義務は 2010 年 1 月 1 日から。 ● 合成ガス部門・廃棄物部門：2013 年 1 月 1 日から。

<sup>1</sup> ニュージーランド政府ウェブサイト

([http://www.climatechange.govt.nz/emissions-trading-scheme/index.html/templates/Page\\_21755.aspx](http://www.climatechange.govt.nz/emissions-trading-scheme/index.html/templates/Page_21755.aspx))

<sup>2</sup> ニュージーランド議会ウェブサイト

([http://www.parliament.nz/en-NZ/PB/Legislation/Bills/7/a/d/00DBHOH\\_BILL9597\\_1-Climate-Change-Response-Moderated-Emissions-Trading.htm](http://www.parliament.nz/en-NZ/PB/Legislation/Bills/7/a/d/00DBHOH_BILL9597_1-Climate-Change-Response-Moderated-Emissions-Trading.htm))

<sup>3</sup> ニュージーランド議会ウェブサイト

([http://www.parliament.nz/en-NZ/PB/SC/MakeSub/a/d/f/49SCFE\\_SCF\\_00DBHOH\\_BILL9597\\_1-Climate-Change-Response-Moderated-Emissions.htm](http://www.parliament.nz/en-NZ/PB/SC/MakeSub/a/d/f/49SCFE_SCF_00DBHOH_BILL9597_1-Climate-Change-Response-Moderated-Emissions.htm))

<sup>4</sup> 改正法案 Explanatory Note（以下単に「Explanatory Note」という。） p.12

<sup>5</sup> Explanatory Note p.2, p.25, p.31, p.45

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業部門：2015年1月1日から。モニタリング・報告義務は2012年1月1日から。</li> </ul>
移行期間中の措置（無償割当部分は除く） <sup>6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2010年7月1日から2012年12月31日までを移行期間とする。この間、SEIP部門とLFF部門は2t-CO<sub>2</sub>-e当たり排出枠（NZU）1単位の提出義務があり、1単位当たりの価格はNZ\$25である。（つまり、1t-CO<sub>2</sub>-e当たりの価格はNZ\$12.5）</li> <li>● 制度対象者は、固定価格（NZ\$25）で購入したNZUをバンキングしたり、他の制度対象者に販売することはできない。</li> <li>● 移行期間中、森林関連部門を除き、NZUの輸出は認められない。</li> </ul>
排出量の割当方法（無償割当） <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出量が多く国際競争下にある（EITE）産業部門への無償割当においては、当該産業部門の過去の平均的な排出原単位（生産量当たり排出量）をベースラインとして、前年の実績生産量に応じて割当量を調整する。このうち、炭素集約度が特に高い部門は90%、比較的高い部門は60%について無償割当を受けることができる。この割合は、移行期間中（2010年7月1日から2012年12月31日まで）に50%まで削減され、2013年以降は毎年1.3%ずつ削減される。この削減率は2011年から5年毎に見直され、大幅に改定される場合は、その5年前に周知されるものとする。</li> <li>● 農業部門への無償割当においては、当該部門の平均的な排出原単位をベースラインとして、前年の実績生産量に応じて割当量を調整する。このうち、2015年は90%について無償割当を受けることができる。この割合は、2016年から毎年1.3%削減される。割当方法は、5年毎に見直される。</li> <li>● 漁業部門への無償割当は、移行期間中、2005年排出量の90%を漁獲割当所有者に対して実施。漁業部門へのNZUの割当総量は700,000単位となる見込み。具体的な個別割当量は法令により決定される。</li> <li>● 1989年以前の森林部門への無償割当に関して、王領地の森林に対して1ha当たり18単位、2002年10月31日以降に所有者が変更された森林に対して1ha当たり39単位、制度対象となるその他のすべての森林に対しては1ha当たり60単位が割当てられる。</li> </ul>

<sup>6</sup> Explanatory Note p.2, p.26

<sup>7</sup> Explanatory Note pp.27-28, p.30, pp.31-32。改正法案 Clause 73, 82-86B, 161A.

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1989年以前の森林部門への無償割当実施時期に関して、京都議定書第1約束期間（2008年～2012年）におよそ38%、2013年以降に残りが割当てられる予定。</li> <li>● それぞれの部門における個別の事業者への無償排出枠の割当は各部門への割当計画に沿って行われる。</li> </ul>		
割当総量	経済発展大臣によって今後公表される割当計画に従う。		
対象とカバレッジ <sup>8</sup>	<b>部門</b>	<b>義務的参加者</b>	<b>自主的参加者</b>
	森林	1989年以前に森林であった土地の所有者（又は利用権を授与された第三者）。ただし、2008年1月1日以降に雑木（野生の松など）を伐採した者に関しては義務を免除。	1990年以降に森林となった土地の所有者
	固定発生源	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石炭、天然ガス、地熱、使用済み石油の輸入者、採掘者又は抽出者と精製所のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間2,000tを超える石炭を取り扱う事業者</li> <li>● 年間10,000ℓの天然ガスの輸入者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 採掘者から年間25,000tを超える石炭の購入者</li> <li>● 採掘者から年間2PJを超える天然ガスの購入者</li> </ul>
	工業プロセス	鉄、鉄鋼、アルミニウム、クリンカー、生石灰、ガラス、金、紙、アンモニア、尿素など	協議会による指令により以下が決定された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ニュージーランドの排他的経済水域において、外国で購入された燃料を使用した船舶が漁業を行った場合</li> <li>● ニュージーランドの港間で荷積し、荷降ろした船舶のうち、外国で購入された燃料、又は国内で購入されたが排出量取引費用を含んでいない燃料を利用した船舶の所有者または操縦者</li> </ul>
	液体化石燃	輸入者又は精製所	10,000ℓを超える航空機燃料の購

<sup>8</sup> Explanatory Note pp.54-55, pp.65-66。改正法案 Clause 44

	料		入者
	合成ガス	合成ガスの輸入者（商品に含まれている場合も含む）	
	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉処理者と牛乳加工者、卵生産者</li> <li>反芻動物の飼育者・家畜動物輸出者</li> </ul>	<p>協議会による指令により以下が決定された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規定された数又は排出量を超える反芻動物の飼育者</li> </ul>
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設の運営者</li> <li>エネルギー、又は工業用の熱への使用を目的とした固形バイオ燃料（木材・木くず・硫酸塩水・木炭その他のバイオマス由来の固形バイオ燃料）の燃焼者</li> </ul>	
遵守評価 <sup>9</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遵守期間は原則として1月1日から同年の12月31日までの1年間で、排出量取引参加者は毎年1月1日から3月31日までの間に前年の排出量を報告し、5月31日までにその分の排出枠を提出しなければならない。</li> <li>森林部門に関して、第一遵守期間は2008年1月1日から2008年12月31日までの1年間で、1989年以前の森林は2008年1月1日から2009年12月31日までの2年間で。</li> </ul>		
ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合、最高NZ\$24,000が課される <ul style="list-style-type: none"> <li>排出量データやその他の必要なデータを収集できなかった場合</li> <li>排出量又は削減量の計算を誤った場合</li> <li>記録を必要な期間保持していなかった場合</li> <li>参加者として登録すべきなのに登録していなかった場合</li> <li>必要な時に排出量を提出しなかった場合</li> <li>必要な時に運営機関への通知や情報提供を怠った場合</li> </ul> </li> <li>故意に不完全又は誤解を与える情報を提供した場合、最高NZ\$50,000の罰金が課される</li> <li>金銭的な利益を得るため、又は金銭的な損失を避けるために虚偽の報告を行った場合、最高NZ\$50,000の罰金又は最高5</li> </ul>		

<sup>9</sup> Explanatory Note p.31

	<p>年の懲役が課される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ただし、取引に参加した初年度に誤って必要よりも少ない排出枠しか提出しなかった場合、罰金は免除されるが、必要量の排出枠を提出することが求められる。</li> <li>• 必要量の排出枠を提出できなかった場合、不足分を提出するか又は取り消した上で、1 t-CO2 当たり NZ\$30 の罰金を払う必要がある。この罰金は自主的に必要な排出枠分を提出できないと通知した場合、又は管理機関が罰金通知書を送付する前か執行官が訪問する前に誤って報告した場合に最高 100% の取消が認められる。</li> </ul>
モニタリング・算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 排出量取引制度に参加する者は、自己の排出量とその他必要な情報を所管機関の最高責任者宛てに報告する必要がある。</li> <li>• この際、報告前にデータの真正性を証明する必要はないが、所管機関の最高責任者の命令により検証機関からのデータの真正性の確保を求められた場合はこれに応じる必要がある。</li> <li>• 1989 年以前の森林保有者を除き、報告義務が適用されてからは毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで、前年の暦年分の排出量を報告する。</li> <li>• データの保管に関しては、森林所有者は少なくとも 20 年、その他の制度参加者は少なくとも 7 年間保管する必要がある。</li> <li>• 1990 年以降の森林所有者は排出量・吸収量を 5 年に一度報告し、必要ならば提出する必要がある。</li> <li>• 1990 年以降の森林所有者を除き、吸収活動に関しては、4 半期毎の報告も求められる。具体的には 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日の 20 営業日以内に報告を行わなければならない。</li> </ul>
所管機関と登録簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての排出単位はニュージーランド排出量単位登録簿 (New Zealand Emission Unit Registry (NZEUR)) に記録され、すべての制度参加者は NZEUR に口座を持っている必要がある。</li> <li>• 経済発展省が排出量取引と登録簿の管理を行う。</li> <li>• 排出量取引政策の制定は環境省が、森林部門の排出量取引は農業・森林省が管理する。</li> </ul>
外部クレジットの利用	<p>外国で発行され、気候変動適応法 (Climate Change Response Act 2002) によって承認されたユニット、京都ユニット (AAU, ERU, RMU, CER, 1CER, tCER) の利用を認める。</p>

以上